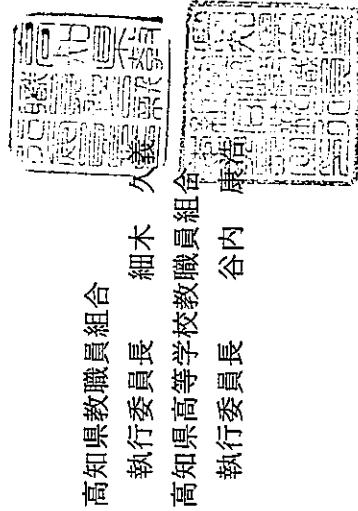


2025年3月11日



2025年春季要望書

日頃から、高知県の教育推進に向けてご尽力いただいていることに敬意を表します。さて、昨秋は、全国的に教員志願者が減っている中で、その一例として高知県の教員採用審査の名簿登載者の7割が高知県での採用を辞退することが全国的にも大きく報じられました。その原因是、他県に先駆けた日程で関西会場で試験するなど、高知県の採用審査の日程と仕組みに一因があります。一方、長時間過密労働の学校現場を敬遠していることの一因です。

休憩時間も休日もないような長時間過密労働は、働いている教職員の心身をむしばんでいます。その結果、全国的にも、病気休職者が7119名で過去最多となっていますし、高知でも下記のような状態です。2023年度は、過去9年で最多となっています。それが、代替教員未配置の多発など、「教育に穴が空く」状況を生みだしています。

高知県の公立学校における1か月以上の病気休暇、休職者数

校種	病休者数	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
小中	人數	147	126	111	115	134	108	157	159	150
	内メンタル	57	54	55	54	58	37	85	104	89
高校	人數	39	38	40	34	41	37	36	35	48
	内メンタル	16	13	20	17	17	18	13	19	25
特支	人數	23	25	23	23	29	24	28	22	30
	内メンタル	12	6	5	8	8	9	12	11	18
合計	人數	209	189	174	172	204	169	221	216	228
	内メンタル	85	73	80	79	83	64	110	134	132
メンタルの割合(%)		40.7	38.6	46.0	45.9	40.7	37.9	49.8	62.0	57.9

※毎年3月、異動発表時期に合わせて、高知県教組が県教委に情報提供を依頼して、6月頃に情報提供された数字をまとめたものです。

2025年度に向けて、政府・文科省は、教職調整額を5%に引き上げる（2030年度を目標とする）策を打ち出しています。しかし、教職員定数を増やしたり、

少人数学級を一層推進したりするものではなく、問題となっている長時間過密労働を解決するものにはなっていません。

残業時間「月45時間以内」「年360時間以内」を守ることなどは、国や県教委から下ろされますが、現場の努力だけで改善・達成できる問題ではありません。教職員定数の改善や持ち時数の上限設定など、高知県独自の施策を打ち出さない限り、高知県で教員をやろうという人は（再任用、定年延長者、臨時なども含めて）増えません。代替未配置は解消に向かいません。それは、高知県の子どもたちの教育を受ける権利を保障することも出来ない事態が続くという、緊急事態です。

こうした観点に立ち、以下の事を2025年春闘期に要望いたします。実現に向けて、誠実に、また早急に検討していただきましょう、強く要望いたします。

記

1. 代替未配置を発生させないように、最大限努力すること。
 - ①代替未配置が起こらないように、該当校や該当教職員に任せることなく、県教委の責任で代替教員を探すこと。また、未配置などの実態を毎月県民にも公表し、協力を呼び掛けること。
 - ②代替配置が出来ない場合には、指導主事の任用替えによる配置など緊急避難的な対策を行うこと。
2. 残業時間「月45時間以内」「年間360時間以内」という指針を全教職員が守れるように、対策を講じること。
 - ①管理職にこの趣旨を周知すること。その際、虚偽の申告を教職員に指示もししくは示唆することがないように十分に徹底すること。また、そのようなことを行う管理職については処分などもあり得ることを周知しておくこと。
 - ②教育振興基本計画や教育大綱にこの指針を守る視点を明記し、県教委として責任を持つた施策を実施すること。
 - ③こうした指針を守るために施策などを協議する総括安全衛生委員会を、すべての県費負担教職員を視野に高知県として、県単位で設置すること。その委員会に、教職員組合代表を参加させること。
3. 子どもたちと向き合う時間を削られる研修や報告文書について、緊急の対策を行うこと。
 - ①県教委へ提出する報告書数を半数以下に減らすこと。
 - ②研修や各種担当者会に持参しなければならない提出文書を極力なくすこと。
 - ③現場教員の多忙化に拍車を掛けている研修の数を減らし、参加については悉皆研修を極力行わないこと。
 - ④学校訪問については、指導案作成などは強制しないこと。また、その回数は減らすこと。
 - ⑤初任研を始め、若年教職員に対する研修は、校外で行うものは日々の授業や学校行事に支障がないよう縮減し、学校現場で行うことを基本とすること。

4. 多忙化の中、過労で精神疾患等に追い込まれる教職員を減らすために、現場の多忙な状況を生み出している原因を排除するよう努力すること。
- ①すべての教職員の持ち時数が20時間以内になるように想定し、そこまで持ち時数を減らすことが出来るように、県独自の加配措置や時間講師の配置などをを行うこと。
- ②教職員定数増を国に要望していくこと。当面、高知県独自の定数増の施策を行うこと。
- ③通常学級はもちろん、障害児学級や複式学級について、高知県独自の学級定数削減策を行ふこと。
- ④不登校対策の充実のために、加配措置の増員をはかること。

- ⑤また、SCやSSW等の1校あたりの在校時間を飛躍的に増加させること。当面、週の半分程度の時間をめざすこと。また、そのためにも、これら職員の正規化を進めること。
- ⑥年間総時数については、指導要領が示す時間を目安に各学校で設定するよう周知徹底すること。ただし、県教委として、調査などは行わないこと。
- ⑦テスト対策で一定の時間を費やすことが常態化している県版学テは、行わないこと。
- ⑧全国学テは中止もしくは抽出にするよう国に提言すること。

5. 健康に働ける心身の状態を維持することが出来るように、教職員の健康面の対応を充実させること。

- ①ストレスチェックなどを充実させ、いつでも受検できるように整えること。また、その結果を職場全体で共有し、職場の改善につなげるよう、ストレスチェックの意義を周知するとともに、その仕組みを整えること。
- ②残業時間80時間以上の教職員への医師の面接指導を、県の施策として義務化し実施すること。
- ③ハラスメント防止のために以下のこととを具体化すること。

- ア 相談体制を整えると共に、その窓口の周知徹底（職場のポスター化、全教職員への手紙での通知等）を図ること。
- イ 管理職へのハラスメント対策の研修を充実させること。
- ウ 県立学校教職員に対して行っている「ハラスメントアンケート」を全教職員に県教委として行うこと。
- エ ハラスメント防止要綱・指針・マニュアルを県教委として作成すること。
- オ 管理職に対する評価を、全教職員から行うように行うこと。

- ④特に若年教職員に対して、特定の指導教員が指導する体制からその学校の全教職員でサポートするような方向にすること。そのためにも、メンター制など今の初任者指導（5年次あたりまでのものを含む）の在り方を根本から見直すこと。

6. 学校現場を管理・統制する施策を中心・見直しすること

- ①学校の教育課程編成権と独自性を尊重し、強制的な行事をおこなわせないこと。
- ②教育計画作成や校内研の在り方、国旗の掲揚方法・国歌の扱いなど、学校現場の自主性を守ること。また、子ども・教職員の思想・信条の自由を侵害することがないようにすること。

以上